

優越的地位濫用規制の新時代

2026年2月27日 第8回 公正取引委員会 CPRC大阪シンポジウム

神戸大学大学院法学研究科 柴田潤子

問題意識・本日の報告

- ケースの分析「一対一の取引当事者間の優越的地位を利用して、相当数の相手方当事者に対し、経済的合理性に基づく判断ができない状況の下で、過大な不均衡、すなわち著しい不公正な取引、の受け入れを余儀なくさせたこと」(根岸哲「優越的地位の濫用規制に係る諸論点」日本経済法学会年報27号)
- 諸外国との比較法的議論
- 独占禁止法以外の法規制による発展
- cf) フリーランス法、中小受託取引適正化法(取適法)
- **デジタルプラットフォーム(DPF)の台頭→取引のルールを一方向的に決められる取引上の地位に着目**
- 欧州では、一定の地位を前提とした「濫用規制」に派生する(事前)規制が重要になっている
- 日本では、消費者に対する利用規約・約款に対する行政による規制が不十分ではないか
- 事業者だけでなく、**消費者に対する濫用行為規制(消費者優越・後述)の有用性・必要性を指摘したい。**
- **消費者に対する利用規約・約款に対する事前規制としての役割**

優越的地位の濫用規制

アウトライン

優越的地位

濫用行為



不利益

行為

相手方の自主的な決定を侵害すること



あらかじめ計算できない不利益
合理的な範囲を超える不利益

優越的地位

「取引の相手方にとって行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、行為者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請を行なっても、取引の相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合」

「受け入れざるを得ない」→依存性

依存性の類型から捉える

購買力

金融力

特定の事業者と
の関係

ブランド
品揃え

供給不足

仲介力

データ

濫用行為の出現態様

実際の取引行為・取引慣行

事実上、強要される行為

現にあるルール

合意内容を反故にする行為

契約・取引条件の設定に至るプロセス

Cf) 合意書に記載する条件に関して、協議を行わない、意見を述べる機会も与えない。

契約条項

現にあるルール/合意内容

価格・それ以外の要素

※参考/Simon Vande Walle、舟田正之、根岸哲、長澤哲也、森平明彦

デジタル経済の出現
からみる
新たな課題の展開

優越的地位の濫用規制
適用可能性の拡大

キーワード

一方的な
取引の
ルール決定

利用規約

消費者

DPF 利用規約の 定型化・ 画一化

- **DPF 不特定多数のユーザーとの契約**
- DPFの経済・社会的基盤性
- プラットフォームという固有の場における取引が従う取引条件を**一方的に決める立場にある**
- ①利用規約によるルールの設定
- ②利用規約以外の取引等のコントロール
(利用規約で定められていない)

- ビジネス・ユーザー
「定型約款」に該当する可能性
優越的地位にあるDPFと事業者間の不当な契約条項
について、優越的地位の濫用規制が適用される可能性

- 消費者ユーザー

消費者 ユーザーとの 関係

利用規約 規制の 可能性

- 定型約款として規制
- 約款に不当条項を入れさせない
- 不当条項規制(消費者契約法)
課題
- 事前規制・事後規制の組み合わせ
- 事前規制が、より重要ではないか
- 消費者契約法による不当条項規制の充実
- 行政機関の一定の関与(認可・指導)
- 業界団体による自主的なモデル約款の改善
(参考/大澤彩・不当条項規制の今後)
- **消費者取引・利用規約に対する従来の規制は十分か**
- **優越的地位の濫用規制がこれを補完しうる機能**
- **→消費者に対する利用規約・約款に対して適用**
- **事前規制としての機能**

ドイツ・ 欧州の事例、 動き

- 連邦通常裁判所(BGH)のケース
- 「VBL-Gegenwert II」 (BGH2017, KZR 47/14)
- ドイツ民法307条以下(内容規制)の法的評価により、**無効な普通取引約款**が用いられている場合、さらに、**特に市場力または優越した市場地位の表出**である場合には、GWB(競争法)の一般条項に基づいて**濫用と認め**ることができるとして、**搾取濫用を認めた**。
- 「Facebook」 (BGH2020, KVR 69/19)
- **消費者ユーザーに対するデータの利用規約(約款)**に対して、**約款規制、GDPR違反認定に依拠することなく、濫用行為に当たるとした。消費者ユーザーに対する直接的な経済的損害は認定されていない。**
- 欧州レベルでは、データ経済におけるDPF、データ取引に関して**契約条項、約款に対する規制(内容規制)**が多重的に実施される。
- 例) P2B規則、DSA、Data Act、etc
- **事前に不当な条項を定める手法がとられるが、P2B規則に反する条項が競争法違反にも当たる可能性があるなど、競争法の補完的役割が見出せる。**

消費者に対するDPFの優越性を 参考にする

デジタル・プラットフォーム
事業者と個人情報等を提供す
る消費者との取引における優
越的地位の濫用に関する独占
禁止法上の考え方
(消費者優越ガイドライン
/公正取引委員会)

- 消費者と事業者の間の情報の質及び量並びに交渉力の格差
- 消費者は事業者との取引において取引条件が一方的に不利になりやすい
- 消費者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する
- DPF事業者は、その競争者との関係において競争上有利となるおそれがある
- 不利益な取扱いを受けても、消費者が当該DPF事業者の提供するサービスを利用するためにはこれを受けいれざるを得ない場合→「取引の必要性」

消費者に対する事業者の優越性の捉え方が示されている

優越的 地位の 根拠

プラットフォーム

「不利益な取扱いを受けても、消費者が当該DPF事業者の提供するサービスを利用するためにはこれを受けいれざるを得ない場合」

社会的基盤として機能しているような場合

消費者には交渉の余地は殆どない

利用規約・約款

約款の利用から、事業者は、消費者に対して、一方的に取引条件を決定しうる地位にある

約款の実施は、市場力と類似する効果 選択の余地も限定的 そもそも交渉の余地がないこと

「約款が使用されることによって相手方の判断の自由が損なわれており、内容形成に関し約款使用者の相手方はいわば構造的な劣位状況にあること」(丸山絵美子・中途解除と契約の内容規制)

- 「その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施」(独禁法2条9項5号八)
- 濫用行為に関する一般条項としての位置付け
- 「**不利益となるように取引の条件を設定…**」不利益条件を課すような利用規約・約款が制定されたことをもって、優越的地位の濫用規制を適用
- 消費者に対する濫用行為としては、消費者優越ガイドラインに挙げられている行為だけではない
- 約款使用者が、相手方の利益を顧慮せずに、相手方の負担となる形で、自己の利益を押し通そうとする場合には、不当に不利益となる(cf.ドイツの判例、丸山絵美子・前掲)
- 消費者には、利用規約・約款の締結に際して交渉の余地は殆どないことに鑑みて、優越的地位の濫用規制は、消費者に対する約款に対する**事前規制**としての役割

消費者に対する濫用行為 事前規制としての役割

「不利益となるように条件の設定・変更、取引の実施」 事前規制としての役割

事前規制として、消費者に対する
利用規約・約款の不当性を評価

利用規約・約款も含めた
新規形態の濫用行為に対
する規制が可能

「不利益となるように
条件の設定・変更、取
引の実施」

一般条項的規定として、適用範囲の拡大

実際の取引行為、取引条件/契約条項の設定に至る
プロセス(一方的な決定)/
利用規約、約款における、濫用行為

「あらかじめ計算できない不利益を与える
場合」

→交渉の余地がないことを前提として、
十分な情報が与えられているか
条項が不明瞭・理解しにくい場合も含む

「条件が明確であっても、相手を得る直接
の利益を勘案して合理的と認められる範囲
を超えた負担」

→消費者の属性を考慮すれば、
消費者に直接的な経済的損失が生じることは
要件ではない。

直接の利益や合理的範囲を超えた負担かど
うかではない、市場における取引主体とし
ての消費者の利益を侵害されていないか。

「選択の可能性」

「自律的な判断の可能性」

「力の利用として捉えうる不当な不利益」

課題：消費者搾取としてダークパターンは？

消費者に対する濫用行為を独占禁止法の問題とする必要性

- 消費者と事業者の取引上のアンバランスな力関係・地位(市場関連性)
- 「消費者優越ガイドライン」消費者に対する事業者(DPF)の優越的地位
- **事業者が優越的地位にあることを利用して行う消費者に対する濫用行為は、競争の問題であること**
- 「間接競争侵害」
- 「取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがある」
- 「DPF事業者は、その競争者との関係において競争上有利となるおそれがある」(消費者優越ガイドライン)
- 公正取引委員会は、消費者に対する、優越的地位の濫用行為に対して積極的に規制を行うことが期待されるのではないか
- 実態調査等を通じた消費者団体の意見の反映

ご清聴ありがとうございました

- 5ページで引用した文献
- Simon Vande Walle 「優越的地位濫用規制の現在地と新展開」
- 舟田正之 「不公正な取引方法」
- 森平明彦 「優越的地位濫用規制の基礎理論」
- 長澤哲也 「平成21年改正独禁法の解説と分析」